

区分A（１） 図書館政策の動向と図書館経営

2012.10.16

市川市中央図書館 叶多泰彦

- 0．本題の前に（お疲れ様です。3日目最後の科目です。なるべく飽きられないようパワポを中心に...）
- ・東日本大震災の経験を通じて問われた、図書館と図書館員の情報収集力・分析力・判断力・行動力
 - ・「武雄市立図書館問題」の受け止め方 何が・なぜ・どのように問題と捉えるのか（誰によって：立場）
 - ・「指定管理者制度に賛成ですか？反対ですか？」という二分法的な質問について 分析・判断

1．本科目の狙い

- (1) 図書館政策／経営が現場の個々の職員にとって身近でかつ重要であることを理解する
「政策」や「経営」を管理職だけの領域とは思込まない 参考「図書館員の倫理綱領」
担当の業務や現在行っているサービス、及びそれらの前提がいつまでも不変とは限らない
- (2) 図書館政策の動向について把握している職員がこれからの図書館を支えると理解する
日常業務に追われているだけでは変化についていけない（木を見て森を見ていない）
社会の変化に対応して図書館も変化しなくては、時代遅れのものとして見放される
図書館政策や経営に関する基礎的な知識が、政策動向の理解の前提となる
- (3) 政策動向理解の1つのきっかけとして、望ましい基準（案）を自らに引きつけて読んでみる
活用できる法令・基準類（及び最新情報・業界動向）等を見分けて自らのものとする
所属する組織（自治体・図書館・企業）の政策的な動きに関係づける（組織の攻防での活用）
- (4) 日常的に動向を把握（情報収集・分析・理解）する習慣をつける
本科目で扱う内容は、政策動向等についての現時点での（特定個人が切り取った）一断面
本研修以後（今後10年・20年・30年）は、皆さんそれぞれで追跡（フォロー）
何が、何故、どのように重要なのかを見分ける感性・嗅覚・判断力（自分の頭で考える力）

2．図書館の経営について（大学や他の研修科目等でも学んだかもしれませんが復習も兼ねて）

- (1) 経営とは（経営についての定義や捉え方は論者によって様々）
「組織の目的を効率的に実現すること」
「ある組織が、特定の目標を達成するために、調達可能な資源を組織化する過程」
【マネジメントの3つの役割】(P.F.ドラッカー)
営利組織と非営利組織の経営：非営利組織の「活動の成果」とは？
公的組織と民間組織の経営：publicとprivateの違い
行政管理と公共経営：管理から経営へ
図書館の経営について押さえておきたい法的なポイント 「教育機関」
- (2) 経営の要素・環境
図書館が獲得・整備・配分する資源：施設・予算・職員・時間・情報
制度・組織・館長・職員：業務／組織改革・上部組織・リーダーシップ・人的資源管理

インプット・プロセス・アウトプット・アウトカム

外部環境・内部環境：環境は変化する

経営資源を巡る日本の公共図書館の限界：人事と財源についての権限の所在

(3) ミッション・目的・目標・計画 (図書館組織による価値の選択)

すべてのことを同じように全力で行うのは不可能 図書館は0類から9類まで扱うが...

・選択と集中 ・優先順位 「市民の図書館」も選択と集中の一例では？

図書館の使命(ミッション): 本来的に実現すべき価値を見極める アウトカムとの関連
計画のなかで目的・目標を設定する

(4) 経営のサイクル: PDCA 計画や評価は経営サイクルの一部として位置付けられる

PLAN(計画) (図書館のサービス計画 領域2 区分A(2))

DO(実行) 実際の図書館活動

CHECK(評価) (図書館運営の評価と指標 領域2 区分A(3))

ACTION(改善) 評価結果をどのように経営改善につなげるか 目的の効率的な実現

3. 図書館政策について

(0) 図書館の経営にとって政策の動向は重要な外部環境(政策と現場の関係: 個人的な経験から)

法改正: 図書館法の改正と図書館現場・衆議院文部科学委員による視察

基準改定: 望ましい基準改定作業に伴うヒアリング

上部組織の政策動向: 「新館は指定管理で」という意向 「図書館はツタヤで」という意向

(1) 政策とは

辞書の定義: 「政治の方策」「施策の方針」(広辞苑 第6版)

図書館政策: 「政府の図書館に関する方針・方策・構想・計画の総称」

図書館情報学専門書による意味づけ: 「図書館情報政策」 金容媛 丸善 2002 より

(2) 図書館(情報)政策とは

総合的な政策・局所/部分的な政策、広義の政策・狭義の政策

施策・法令: 「プラン」「図書館振興法」「図書館法」

指針・基準・報告書: 「公立図書館の望ましい基準」「これからの図書館像」

国・県・市それぞれのレベル: 「鳥取県立図書館の目指す図書館像」

関連団体の動き: 「中小レポート」「市民の図書館」(日本図書館協会)

(3) 日本に図書館情報政策はあるか

「残念ながらほとんどないに等しい」(柳与志夫氏)

なぜ「ないに等しい」のか?

(4) 本来の図書館情報政策のあり方とは (日本図書館協会の出版物から)

英国の例: 「将来に向けての基本的考え方」英国文化・メディア・スポーツ省編 永田治樹ほか訳

シンガポールの例: 「シンガポールの図書館政策」ラス・ラマチャンドランほか著

(5) 日本の図書館についての政策的な動きを形作るもの

図書館外部の政策的な動向: NPM(New Public Management)・指定管理・PPP・光交付金

動向の背景・流れ・関連性等を把握することの重要性

図書館に寄せる国・社会・地域の期待: 図書館関連法規、国会・地方議会での議論、市民運動等

文字・活字文化振興法・子どもの読書活動の推進に関する法律など

図書館界の内発的なもの：「中小レポート」・「市民の図書館」・「これからの図書館像」

4．外部環境としての（図書館外部の）政策的な動向：図書館関連法規を巡る動きを中心に

- (0) 図書館関連法規の整理：図書館と関連法規との関係（山本順一先生のまとめから）
関係の中で条文の趣旨や制度の作り込みを理解する
- (1) 地方自治行政関連：自治法改正・行政改革・地方分権
地方分権一括法のインパクト 行政改革指針
- (2) 教育関連法規：教育基本法・関連三法の改正・中教審等審議会
教育基本法改正から続く法改正の流れ 教育系審議会の動向 地方分権との関係
- (3) 図書館関連施設：社会教育関連三法の改正・公文書管理法
社会教育関連三法改正における共通点・類似点
- (4) 著作権・読書関連：著作権法改正・(国立国会図書館法改正)・電子図書館・三省懇
公立図書館への直接・間接の影響（著作権等を巡る動向については別科目で）

5．図書館法改正（平成20年）：その注目される点

- (1) 条文とその意義・ポイント
 - 7条（司書及び司書補の研修）：国・都道府県（教育委員会）による研修についての努力義務規定
 - 7条の2（設置及び運営上望ましい基準） 公立図書館だけでなく私立図書館も対象となる
 - 7条の3（運営の状況に関する評価等） 評価と運営の改善を図るため必要な措置 P D C A
 - 7条の4（運営の状況に関する情報の提供） 地域住民その他の関係者の理解・連携・協力
- (2) 図書館法施行規則
- (3) 改正プロセス
日本図書館協会によるアドヴォカシー（ロビーイング）
附帯決議：衆議院・参議院の決議内容の違い
- (4) 新たな「図書館の設置及び運営上の望ましい基準」
「公立図書館の設置及び運営上の望ましい基準」と「活用の手引き」：どれだけ活用されていたか？
「図書館の設置及び運営上の望ましい基準」と「新・活用の手引き」：どれだけ活用するのか？

6．「図書館の設置及び運営上の望ましい基準」（案） （ 図書館法第7条の2 ）

文部科学大臣が図書館の健全な発達を図るために定め、公表する基準 政策

- (0) なぜ改正されるのか 「概要」
- (1) 図書館法改正を直接的に反映した部分 上記5の(1)を受けた記述など
- (2) 時代の変化を反映した部分 知識基盤社会・著作権等権利保護・危機管理・郷土資料の電子化
- (3) 「これからの図書館像」の方向性を受け継いだ部分 「地域の課題に対応したサービス」
- (4) 「図書館の設置及び運営上の望ましい基準の見直しについて」を読む

7A．図書館の管理運営形態の多様化をめぐる最近の動向：コスト削減・効率化志向とその反省

- (0) 背景としての New Public Management：PFI法・市場化テスト法・公共サービス基本法等
- (1) 地方自治法改正と指定管理者制度
指定管理者に関する条文 地方自治法第244条の2第3項

公立図書館への指定管理者制度の適用についての文部科学省の解釈 地方公共団体による解釈
一般法としての地方自治法と個別法としての図書館法

(2) 指定管理者制度の受け止め方

指定管理者制度の普及(統計・調査等)にみる現状)

日本図書館協会の見解(2005年・2008年・2010年)

「これからの図書館像」の書きぶり

「図書館の多面性」と指定管理者制度

(3) 総務省の温度変化

行政改革指針・行政改革推進法

「平成21年度地方財政の運営について」(総財財第39号 H21年4月24日)

「指定管理者制度の運用について」(総行経第38号 平成22年12月28日)・片山総務大臣会見

(4) 「武雄市立図書館問題」の多面性：なぜ「武雄市立図書館問題」は応用問題なのか

「武雄市の新・図書館構想について」(日本図書館協会 2012.5.28)

7B. 図書館の新しいあり方を模索する様々な試み・発想・着眼点：質の深化・価値の創造を志向

(1) 「これからの図書館像」・課題解決型サービス・MLA連携・情報発信・SNSの利用 国、地方公共
団体等公共機関における民間ソーシャルメディアを活用した情報発信についての指針

(2) 国・都道府県の研修実施努力義務規定とJLA認定司書制度 横浜市の制度

(3) 資料のデジタル化・アーカイブス・電子書籍 国立国会図書館 3.11まるごとアーカイブス

(4) コミュニティ、つながり、学び、広場、第3の場、ソーシャル・キャピタル

8. この科目を「聴いて終わり」とはしないために 図書館員の(政策・経営面での)不断の研鑽

(1) 「動向」は現時点での切り口にすぎない：5年後、10年後と変動するが、それを把握できるか
外部環境の変化を自らが所属する組織でどのように生かすか 図書館・組織のアップデート
「武雄市立図書館問題」はどこにでも起こりうる

(2) 図書館による戦略立案・企画力 (課題解決型サービスも戦略であり企画でもある)

個々の自治体・図書館によって志向する図書館像が異なる時代

外部環境・内部環境の違い 「これからの図書館像実践事例集」

経営資源の効果的な活用を考える：職員・施設・予算・時間・情報の生かし方に工夫が必要

(3) 自ら(の組織)が置かれた状況を正確に(及び主体的に)分析・判断するための知識と経験
日常的に動向を把握(情報収集・分析・理解)する癖をつける 不断の自己研鑽の1つ
優れた研修・セミナー・シンポジウム等を見分けて積極的に参加する

人的ネットワークや視野を広げる

情報を分析する基礎となる知識・素養を身に着ける 例：リーガル・リテラシー

(4) 図書館をめぐる動向についての情報収集力を磨く(よりよい情報収集のためのヒント)

情報を扱う専門職として、優れた情報源を見分けて継続的に収集・整理する WEB メルマガ
複数の情報源を見比べ、特性や癖を理解したうえで使い分ける 例：専門雑誌・専門団体

情報・知識の宝庫としての人的ネットワーク 「見えざる大学(invisible college)」 SNS

参考文献のご案内 (日本図書館協会の出版物を中心に 1Fで販売されています。)